

児童扶養手当「全部支給」の方へ

新型コロナウイルスの影響により、「保育所」「幼稚園」「放課後児童クラブ」が休止した等の理由で、

子どもだけで留守番をしている
ひとり親家庭に「家庭生活支援員」を派遣し、
「昼食の準備」や「保育」を行います！

新型コロナウイルス感染の可能性があり自宅待機している場合は、利用できません。

新型コロナ対策ひとり親家庭支援事業

1 対象となる方

次の条件をすべて満たす県内にお住まいのひとり親の方が対象です。

- ・小学生以下の児童を扶養していること
- ・児童扶養手当の**全部支給**を受けていること
- ・お子さんの預け先（保育所等）の休止等により就業に支障があること

2 利用日数等

家庭の状況により（1）か（2）を選択してください。

- （1） 5日以内（1日当たり8時間まで）
- （2） 20時間以内（例：1日2時間を10日まで）

3 利用にかかる費用

（1）収入に応じて、負担金が発生する場合があります。

- ・生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯 無料
- ・その他の世帯 利用1時間あたり150円以内
（※支援内容や児童の数により異なります。）

（2）昼食代や駐車料金等が必要となった場合は、自己負担していただきますので、ご了承ください。

4 ご注意

- ・担当者の訪問や面接により、お子さんの状況をお伺いしてから利用となります。
- ・37.5度以上の発熱がある場合は利用いただけません。
- ・調理に必要な食材等は、各家庭で用意してください。
- ・「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の登録をしている方は、改めて登録申請する必要はありません。
- ・家事保育サービス実施業者の利用規約等に基づき、家庭生活支援員を派遣します。

利用の手続き（基本的な流れ）

事前に登録申請が必要です！



お住まいの市町村福祉担当課にご相談ください。

- ① 利用するには、徳島県母子寡婦福祉連合会（以下「県母連」という）まで「派遣申請書」を提出し、利用したい理由および日時を電話連絡してください。
- ② 県母連が、内容にあう家庭生活支援員を選定し、連絡します。（家庭生活支援員の状況等により、ご希望に添えない場合や施設での預かり保育となる場合があります。ご了承ください。）
- ③ 当日、家庭生活支援員が訪問し、支援を行います。

○ ご相談・登録申請は
お住まいの市町村 福祉担当課まで

○ 利用のお問い合わせ・お申し込み
公益財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会
TEL: 088-654-7418

（受付：平日8：30～17：15）

○ この事業に関するお問い合わせ

徳島県次世代・育成青少年課 こども未来応援室
こども未来応援担当 TEL:088-621-2715

